

要望書

ネクスト経済産業大臣	田嶋 要 殿
ネクスト厚生労働大臣	足立 信也 殿
ネクスト環境大臣	田島 一成 殿

わたくしども塗料産業に従事する労働者は、日々国民の豊かな生活のため、あらゆる工業品の美観の向上や復元、また保護、延命に資するよう、日々取り組みを進めております。また、環境に対する配慮に極めて高い意識をもって製品開発と製造に邁進しており、政府におかれては係る支援をいただいておりますことに感謝申し上げます。

しかしながら、国内人口の減少に起因する内需の落ち込みと、国際競争の激化にふれ、将来にわたり雇用の維持・創出をすることが困難な状況にあります。ついては、政府所管事業において適切な評価をいただきますようお願いいたしますので、宜しくご高配の程お願い申し上げます。

平成 28 年 10 月 18 日

日本化学エネルギー産業労働組合連合会
会 長 平 川 純 二
塗料部会執行委員長 寺 田 正 人

平成 29 年度

概算要求要望、税制改正要望

政策・制度要求と提言

日本化学エネルギー産業労働組合連合会

塗料部会

重点要望事項

- 石油化学製品製造向け原料に係る揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化
- 生産活動における安全衛生の維持を目的に使用する、防塵マスク等準耐久財の購入に対する補助ならびに、固定資産税の減価償却に係る特例措置
- 生産性向上設備投資促進税制の適用拡大・緩和（VOC 対策、女性活躍推進等）
- 革新的塗料材料等研究開発・革新的塗料製造プロセス基盤技術開発支援
- 新規標準規格によるイノベーションの適切評価
- 塗料製品製造プロセス更新による省エネルギー（地球温暖化対策）を目的とした設備投資に対する補助事業の継続・拡充
- 特定化学物質管理・規制における国際協調と調和の促進における各国間使用可能物質のイコールフッティングの推進による、製品価格競争力の是正・強化

税制改正要望

○石油化学製品製造向け原料に係る揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化【重点】

現行制度においては、揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税について、課税対象物が石油化学製品等の製造プロセスに不可欠な原料用途等として使用される場合に、租税特別措置として、これを免税又は還付とする措置が講じられているが、諸外国においては、原料用途の石油、石炭、揮発油については、特別措置による免税・還付ではなく非課税措置が講じられており、課税条件の国際的なイコールフットイングを確保することで、産業の空洞化の回避及び国際競争力の維持を図る目的のため、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付措置について、早期の本則化を図ることを強く求める。具体的には、以下に掲げる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税の免税・還付措置について、本則化を求める。

○生産活動における安全衛生の維持を目的に使用する防塵マスク等準耐久財の購入に対する補助ならびに、固定資産税の減価償却に係る特例措置【重点】

産業特性上有害業務従事者を多く擁する塗料産業は、安全衛生対策経費が他産業に比して大きく、特に、専ら日常的に必要とされる防塵マスク・手袋といった軽微な備品購入の累積が企業の負担となっていることから、安全衛生の改善を目的とする備品の費用計上においては、固定資産の減価償却計算の特例（消耗品費計上）を求める。また、一律的な補助事業の創設を求める。

○生産性向上設備投資促進税制の適用拡大・緩和【重点】

生産性向上設備投資促進税制の内、先端設備（A類型）は専ら機械設備の導入に政策誘導がなされており、建物・建物付属設備等の適用が限定されていることからこの拡充を求める。また、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（B類型）においても投資利益率の基準が厳しいことから、いずれも塗料産業においてはこれを使用に適しておらず、投資促進効果が限定的であることからこの緩和を求める。

特に、①健康障害に対する化学物質のリスク評価による、環境対応型製品への製造切り替え伴う整備更新、②大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物（VOC）排出施設の除去設備、③産業の3Kイメージの払拭と女性活躍の推進に係る付随設備の更新ならびに、④労働安全衛生法令の改正に準拠した施設更新については、固定資産税の軽減・減価償却の優遇も含め特例措置を求める。

○研究開発税制の延長・拡充

省エネルギー製品（地球温暖化対策）、環境対応型製品他、機能性塗料開発に係る、機器購入及び企業内試験・調査等の費用については、現行の設備投資減税制度（生産性向上設備投資促進税制）では適応の対象とならないことから、研究開発税制にてこれを補完できるよう上乗せ措置の延長ならびに、総額型の拡充を求める。

1、資源・原材料安定供給支援

○エネルギー価格高騰時の原料価格の適正な価格転嫁に資する公正取引の監督

の徹底

塗料製品は、原料を石油化学基礎製品に依存しており、その非代替性から価格交渉力において原料メーカーに対して著しく不利な商習慣であることから、公正取引に資する目的のため、エネルギー価格の著しい変動時においては、適正な価格転嫁が徹底されるよう、行政監督を求める。

2、化学物質規制・化学物質管理

○特定化学物質管理・規制における国際協調と調和の促進における各国間使用可能物質のイコールフットイングの推進による、製品価格競争力の是正・強化

【重点】

健康障害防止に係る化学物質のリスク評価による対象物質の拡大の内、諸外国において製造・流通が可能となっているものについては、通商取引上の公平性が担保されておらず、価格競争力において著しく不利な状況となっていることから、国際協調と調和のさらなる促進を求める。特に、エチルベンゼン、メチルイソブチルケトン（MIBK）、コバルトにおいては、早急な検討を求める。

3、製品開発支援

○革新的塗料材料等研究開発・革新的塗料製造プロセス基盤技術開発支援【重点】

「遮熱塗料」の更なる性能向上など、省エネルギー（地球温暖化対策）製品の開発支援の一層の拡充ならびに、「水系塗料」「有害重金属代替」「低ホルム放散」等、健康障害防止に係る化学物質のリスク評価による管理・規制強化等に伴う環境対応型製品の開発支援、また「蓄熱発電」等、新たな機能性塗膜の開発に係るナショナル・プロジェクト（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）に向けての開発支援を求める。また、これに伴う革新的製造プロセス基盤技術双方の開発支援を併せて求める。

○新規標準規格によるイノベーションの適切評価【重点】

塗料製品は、汎用品など一部製品を中心として専ら JIS 等標準規格化がなされているが、製品性能の差が既存規格においては適切に反映されないことから、新たなイノベーションに対しては、新規規格含む検討により適正な評価がなされるよう求める。

4、製造施設・生産支援

○安全衛生の改善を目的とした製造設備更新に対する消防法上の規制緩和

老朽設備に対する労働安全衛生法令に準拠した施設更新が求められるなか、消防法に基づく緑地率、保安空地、保安距離等の規制により、延べ床面積等施設の縮小や新規構築物の増設制限といった生産能力の低下が予想され、結果として設備投資の先送りに伴う労働安全衛生上の懸念を招いていることから、この改善を目的とした設備更新に対しては、敷地面積に応じた柔軟な規制緩和を求める。また、立地特性に応じた自治体条例等による同、特例の制定を求める。

○塗料製品製造プロセス更新による省エネルギー（地球温暖化対策）を目的とし

た設備投資に対する補助事業の継続・拡充【重点】

省エネルギー対策を目的とする設備投資向け補助事業の内、製造プロセス更新時において、「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業」、「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」、「省エネルギー対策導入促進事業費補助金」、「エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金」等、現状の補助事業が塗料製造事業者向けとなっておらず、特に、①分散機や②有機溶剤（所謂、シンナー類）の風道管における電機モーター等の更新はその目的に合致することから、対象の拡大ならびに、事業者規模を問わない制度拡充を求める。

○廃棄物処理法における特定有害産業廃棄物の廃油、廃酸、廃アルカリ処理に係る補助ならびに、さらなる環境対応の向上を目的とした廃塗料の処理に係るプロセス基盤開発支援

廃棄物処理法は、製造者、使用者の別なく等しく処理責任を事業者に課しており、その廃棄量や別法（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律）に定める施設基準等によって義務の減免等をしていない法制度となっているが、塗料製造事業者は、その製造工程において大量の廃棄塗料を排出せざるをえず、特に製品用塗料シェアのうち最大を占め、汎用性が最も高い溶剤系塗料は、その組成から特定有害産業廃棄物の「廃油」、「廃酸、廃アルカリ」に種別されることから、この管理・処理が企業の負担となっている。塗料製造事業者は使用者と異なり、その製造施設内に法以上の廃棄物管理機能を有し、常に環境配慮に積極的に取り組んでいることから、環境政策の更なる推進の目的に資するため、廃棄にかかる費用の補助事業の創設を求める。また、これらの廃塗料に対し、環境保護ならびに3Rのさらなる向上に資するよう、プロセス基盤技術開発のための補助事業の創設を求める。

○健康障害防止に係る化学物質のリスク評価による企業負担の激変緩和

健康障害防止に係る化学物質のリスク評価による対象物質の拡大は、企業に製品代替、設備投資等を性急に求めることから、雇用と産業への影響を適切に考慮した上で、適切な期間を持って対応できるよう、その施行・通知のあり方の見直しを求める。

5、製品使用・導入支援

○公共調達における環境対応型製品を推進する企業の評価の枠組みの導入ならびに、標準規格仕様の柔軟適格

環境・健康課題による社会的要請から、環境対応型製品（特に、水系、鉛・クロムフリー等）への製造切り替えを求められているが、既存製品（所謂、溶剤系）は、いずれも価格優位性・汎用性・機能性に勝り、製造者・使用者ともに環境対応型製品の普及促進が進まないことから、これらの解決に資する目的のため、公共調達において環境対応型製品を推進する企業を幅広く評価する枠組みの導入を求める。

○環境対応製品普及促進補助金の創設

工業用塗料製品はその分野別出荷量の内、住宅・自動車関連用途がシェアの過半以上となっており、最

終製品同様、環境性能に優れた塗料製品の購入の促進は環境対策に大きく貢献することから、製品購入にかかる直接的な補助制度の創設を求める。

○環境対応型製品使用者向け導入支援制度の創設

水性、粉体塗料などは環境対策の貢献におおきな期待が寄せられているが、その導入には特定機器の導入（設備投資）が塗装事業者に求められるため普及促進に至っていないことから、環境性能に優れた製品の使用の促進に資する目的として、塗装業等使用者に対する購入支援（補助事業等）を求める。

6、周辺産業支援

○住宅ローン減税制度の延長・拡充

住宅ローン減税制度は、塗料産業のみならず広く日本経済全体への波及ならびに景気浮揚効果が望めることから、延長・拡充を強く求める。

○住宅エコポイント制度の再開・拡充ならびに運用の見直し

住宅エコポイント制度は、塗料産業のみならず住宅投資の促進により広く日本経済全体への波及ならびに景気浮揚効果が望めることから、その再開を強く求まる。また、再実施にあたっては、予算総額の拡充及び、先着順の見直し・期間区分の設定、建材・産業別区分の設定による区分別予算執行の導入により、建材製造産業に全体に等しく環境対応型製品の開発インセンティブが行き届くよう、運用の見直しを求める。

○エコカー減税の延長・拡充

エコカー減税は自動車購入のみならず、消費促進により広く日本経済全体への波及、景気浮揚効果が望めることから、延長・拡充を強く求める。

7、その他

○揮発油税特定石油化学製品移入ならびにアルコール使用に基づく税制上の優遇の届出手続の簡素化

塗料原料の石油化学製品に係る揮発油税ならびにアルコール税の免税措置については、他用途への転換、販売、組成変更等は、実態として経済的メリットもなく行われておらず、法が憂慮するところの不正行為は現実的に難しいことから、その記録・申請など届出手続きの簡素化・簡便化を求める。